

助成金

佐賀労働局登録教習機関（第4 - 9号）
（登録満了日 令和11年3月30日）
建設業労働災害防止協会佐賀県支部

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
(不定期開催)

1 木造建築物の組立て等作業主任者の選任を必要とする作業
建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する、**軒の高さが5m以上の木造建築物**の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業

2 受講資格

木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業（以下「構造部材の組立て等の作業」という）に**満18歳から3年以上**従事した経験を有する者

ただし、大学、高等専門学校、高等学校において、土木又は建築に関する学科専攻して卒業した者（卒業証書又は卒業証明書の写しを添付のこと）は、当該作業に**2年以上**従事した経験で受講できます。

3 科目及び時間（途中休憩を含む）

講習日	科目	時間	時間割 (昼休み休憩時間)
1日目	(専門知識) 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	7	8:50~17:00 (12:00~12:45)
2日目	(関連知識) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3	8:50~12:00 (12:00~12:45)
	(教育) 作業者に対する教育等に関する知識	1.5	12:45~14:15
	(法令) 関係法令	1.5	14:20~15:50
	修了試験	1	16:00~17:00

4 一部免除者の科目及び時間

一部免除者		免除される科目	受講すべき科目
(1)	1 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 2 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 3 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 4 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	(関連知識) (教育)	1日目 (専門知識) 8:50~17:00 2日目 (法令) 14:20~15:50

5 受講料 (テキスト代 1,606 円 (消費税込み) を含む。)

受講区分	受講料	
	会員	非会員
全科目受講者	注① 8,536円	注③ 8,536円
一部免除(1)の該当者	注② 6,546円	注③ 7,546円

注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金 1,000 円を差し引いた 7,536 円の受講料となります。

注② 会員で一部免除(1)の該当者は助成金がありませんので、テキスト代の支部補助金 1,000 円を差し引いた 6,546 円の受講料となります。

注③ 非会員のテキスト代補助はありません。

注④ 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

6 修了証の交付

所定の教育を全て受講した合格者に対し、修了証を交付します。

7 助成金

助成金に関しては、人材開発支援助成金の申請について申請する事業所は必要書類を作成してお渡し致します。

8 受講当日の携行品

受講票・筆記用具 (HB 又は B 鉛筆・消しゴム)・マスク

9 実施日・会場

実施日 平成 21 年 7 月～実施無し

会場 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563